

<京都市からのお願い>

居宅サービス事業所等職員への 新型コロナウイルスワクチン接種について

居宅サービス事業所等の職員につきましては、新型コロナウイルスの優先接種の対象とされているところですので。

居宅サービス事業所等が発行する、優先接種の対象である居宅サービス等に従事していることの「証明書」を御確認いただいたうえ、優先接種対象者への接種を進めていただきますよう、御協力のほどお願いいたします。

なお、接種券については、6月26日(土)から年齢の高い方から順に接種券をお届けすることとしておりますので、届き次第、被接種者から提出いただきます。

<優先接種対象となる居宅サービス>

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、
(地域密着型)通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、
短期入所生活介護、短期入所療養介護、(看護)小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、
居宅介護支援、地域包括支援センター

※ 各介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業が含まれます。

京都市保健福祉局介護ケア推進課

TEL 075-213-5871